

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目次
◇規則 鳥取県建設工事執行規則

規則

鳥取県建設工事執行規則をここに公布する。

昭和四十八年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十六号

鳥取県建設工事執行規則

鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年一月鳥取県規則第三号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 請負工事

第一節 請負契約の締結

第一款 通則(第四条—第九条)

第二款 一般競争入札(第十条—第十八条)

第三款 指名競争入札(第十九条—第二十条)

第四款 随意契約(第二十一条—第二十三条)

第二節 工事の施工(第二十四条—第五十条)

第三節 工事の検査及び引渡し(第五十一条—第五十八条)

第四節 請負代金の支払並びに前金払及び部分払(第五十九条—第六十八條)

第五節 請負契約の解除(第六十九条—第七十二条)

第六節 補則(第七十三条—第七十五条)

第三章 直営工事(第七十六条—第七十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、県又は知事が行なう建設工事で建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定するもの(以下「工事」という。)の執行に関し、知事が遵守し、及び請負者をして遵守させるべき事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(鳥取県会計規則その他の規則との関係)

第二条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがある

ものを除くほか、鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)その他の規則の定めるところによる。

(工事の執行の方法)

第三条 工事の執行の方法は、請負又は直営とする。

第二章 請負工事

第一節 請負契約の締結

第一款 通則

(契約の相手方の資格)

第四条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方となることのできる者は、建設業法第二条第三項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事が同項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(契約書の作成等)

第五条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日から五日以内に、建設業法第十九条第一項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。

2 知事は、請負契約の内容を変更しようとするときは、請負変更契約書を作成しなければならない。

3 前二項の契約書(以下「契約書」という。)の標準書式は、知事が別に定める。

(契約書の作成の省略)

第六条 知事は、前条第一項の規定にかかわらず、請負代金の額が五十万円以下の工事に係る請負契約を締結するときは、契約書の作成を省略す

ることができる。

(請書の提出)

第七条 知事は、前条の規定により契約書の作成を省略したときは、請負者に請書(様式第一号)を提出させなければならない。

(契約保証金)

第八条 知事は、請負契約を締結するときは、その相手方に請負代金の額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(契約保証人)

第九条 知事は、請負契約の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、請負者に対し、その者の債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する者(以下「金銭保証人」という。)又はその者に代わつて自ら工事を完成することを保証する者(以下「工事完成保証人」という。)を立てることを求めることができる。

2 金銭保証人又は工事完成保証人は、金銭保証人にあつては請負者と同以上の資力を有する者、工事完成保証人にあつては請負者と同等以上の工事の施工能力を有する建設業者であらかじめ知事の承認を受けたものでなければならない。

第二款 一般競争入札

(入札の公告)

第十条 知事は、一般競争入札により請負契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。

一 入札に付する工事の名称及び場所

- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 三 請負契約に関する書類の閲覧場所
 - 四 入札の場所及び日時
 - 五 入札保証金に関する事項
 - 六 郵便入札の可否
 - 七 その他必要な事項
- 2 前項の公告は、その入札の期日から起算して少なくとも次の各号に掲げる工事の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日前にしなければならない。ただし、急を要する場合は、第二号及び第三号の期間を五日以内の限り短縮することができる。
- 一 予定価格が五百万円未満の工事 三日
 - 二 予定価格が五百万円以上五千万円未満の工事 十日
 - 三 予定価格が五千万円以上の工事 十五日
- (入札保証金)
- 第十一条 知事は、一般競争入札に参加する者(以下「入札者」という。)に、その者の見積る入札金額の百分の五以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。
- (入札の手続)
- 第十二条 入札者は、入札をしようとするときは、入札書(様式第二号)を作成してこれを封書にし、入札保証金を添えて指定の日時までに知事に提出しなければならない。
- 2 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行なわせようとするときは、あらかじめその委任状を知事に提出しなければならない。
- (入札書の訂正等)

- 第十三条 入札者は、入札書の記載事項についてまつ消、訂正又はそう入をしたときは、当該まつ消等をした箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。
- (予定価格)
- 第十四条 知事は、一般競争入札に付する工事の価格を当該工事に関する設計書及び仕様書によつて予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。
- 2 前項の予定価格は、一般競争入札に付する工事の価格の総額について、工事の施工の難易、工期の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- (最低制限価格)
- 第十五条 知事は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十第二項の最低制限価格を設けるときは、当該一般競争入札に付する工事の予定価格の十分の八から三分の二までの範囲内において定めなければならない。
- (入札の延期等)
- 第十六条 知事は、天災その他の理由により一般競争入札を行なうことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- 2 知事は、前項の規定により一般競争入札を延期し、又は中止したときは、直ちにその旨を新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。
- (再度公告入札の公告期間)
- 第十七条 知事は、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに一般競争入札に付そうとするときは、

第十条第二項第二号及び第三号の期間を五日以内に限り短縮することができる。

(入札場所の立入制限)

第十八条 知事は、入札の場所に入札に関係のない者を立ち入らせてはならない。

第三款 指名競争入札

(入札参加者の指名等)

第十九条 知事は、指名競争入札により請負契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる者なるべく五人以上指名しなければならぬ。

2 前項の場合においては、知事は、第十条第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第十条第二項の規定は、前項の通知について準用する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第二十条 第十一条から第十六条まで及び第十八条の規定は、指名競争入札について準用する。

第四款 随意契約

(見積書の提出)

第二十一条 知事は、随意契約により請負契約を締結しようとするときは、なるべく二人以上の者に見積書(様式第三号)を提出させなければならない。

2 第十条第二項の規定は、前項の見積書の提出について準用する。

(契約の相手方の決定)

第二十二条 知事は、前条第一項の見積書を提出した者のうち予定価格の

制限の範囲内で最低の価格をもつて見積りをした者を請負契約の相手方に決定しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第二十三条 第十四条の規定は、随意契約について準用する。

第二節 工事の施工

(工事の施工の基準)

第二十四条 請負者は、契約書並びに図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)に基づき、工事を適正に施工しなければならない。

2 請負者は、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設工法等工事的物完成するために必要な一切の手段を定めることができる。

(工程表等の提出)

第二十五条 請負者は、請負契約の締結の日から七日以内に、工程表又は請負代金内訳書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第二十六条 請負者は、請負契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は工事的物若しくは第六十六条第一項の確認を受けた工事材料若しくは工場製品を第三者に譲渡し、貸与し若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(一括下請負等の禁止)

第二十七条 請負者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負

わせ、又は委任してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けるときは、この限りでない。

(下請負者等に関する報告の要求)

第二十八条 知事は、請負者が工事の一部を第三者に請け負わせ、又は委任した場合において、必要があると認めるときは、請負者に対し、下請負者又は受任者(以下「下請負者等」という。)の名称その他必要な事項の報告を求めることができる。

(特許権等の使用)

第二十九条 請負者は、工事の施工に当たり特許権その他第三者の権利の対象となつてゐる施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、知事がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかつたときは、知事は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工事の監督)

第三十条 知事は、工事の施工について、自ら若しくは職員に命じ、又は職員以外の者に委託して必要な監督をしなければならない。

2 知事は、前項の規定により職員に監督を命じ、又は職員以外の者に監督を委託したときは、その者の氏名その他必要な事項を請負者に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 第一項の規定により監督を命ぜられた職員又は監督を委託された者(以下「監督員」という。)は、知事が別に委任するもののほか、契約書及び設計図書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる事務を行なう。

一 工事の施工についての請負者又はその者の現場代理人に対する指示承認又は協議

二 工事の施工のための詳細図その他の図書の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書の承認

三 工事の工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料、工場製品を含む。以下同じ。)の試験若しくは検査

(現場代理人の選任の通知等)

第三十一条 請負者は、請負契約の履行に関し現場代理人を置くときは、あらかじめその旨を現場代理人選任(変更)通知書(様式第四号)により知事に通知しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行なうほか、請負契約に基づく請負者の一切の権限を行使しなければならない。ただし、請負契約で除外する旨を定めた権限及びあらかじめ請負者が自ら行使する旨を知事に通知した権限については、この限りでない。

(主任技術者等の選任の通知)

第三十二条 請負者は、工事の着手の日までに、建設業法第二十六条第一項若しくは第二項に規定する主任技術者若しくは監理技術者又は同法第二十六条の二に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「主任技術者等」という。)を定め、主任技術者等選任(変更)通知書(様式第五号)により知事に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(工事関係者に関する措置の要求)

第三十三条 知事又は監督員は、現場代理人、主任技術者等その他請負者

の使用人並びに下請負者等及びその者の使用人のうち工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、請負者に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(工事材料の品質及び検査等)

第三十四条 請負者は、設計図書にその品質が明示されていない工事材料については、中等の品質を有する工事材料を使用しなければならない。

2 請負者は、設計図書に監督員の検査を受けて使用するものと指定されている工事材料については、当該検査に合格した工事材料を使用しなければならない。

3 監督員は、前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 第二項の検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

5 請負者は、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料があるときは、遅滞なく当該工事材料を工事現場外に搬出しなければならない。

6 請負者は、前項に規定するもののほか、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承認を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

(監督員の立会、工事記録等の整備)

第三十五条 請負者は、設計図書に監督員の立会のうえ調査し、又は調査について監督員の見本検査を受けるものと指定されている工事材料については、当該立会を受けて調査し、又は当該見本検査に合格した工事材料を使用しなければならない。

2 請負者は、設計図書に監督員の立会のうえ施工するものと指定されている工事については、当該立会を受けて工事を施工しなければならない。

3 請負者は、前二項に規定するもののほか、設計図書に見本又は工事写

真等の記録を整備するものと指定されている工事材料を調査し、又は工事を施工するときは、設計図書で定めるところにより、当該見本又は記録を整備し、監督員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

4 監督員は、第一項又は第二項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

5 請負者は、監督員が正当な理由がなく第一項又は第二項の立会又は見本検査をしないためその後の工程に支障をきたすと認めるときは、監督員に通知して当該立会又は見本検査を受けることなく工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合においては、請負者は、工事材料の調査又は工事の施工を適正に行なつたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第三十六条 知事は、必要があると認めるときは、請負者に対し、工事材料を支給し、又は建設機械器具を貸与することができる。

2 前項の規定により支給する工事材料(以下「支給材料」という。)又は貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書の定めるところによる。

3 知事又は監督員は、請負者に支給材料又は貸与品を引渡すときは、その者の立会を受けて当該支給材料又は貸与品の検査をしなければならない。この場合において、請負者は、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないことを認める

- ときは、遅滞なくその旨を知事又は監督員に通知しなければならない。
- 4 知事は、前項後段の通知があつた場合において、必要があると認めるときは、当該通知に係る支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第六項の規定により支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質等の変更をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、知事は、第三項後段の通知に係る支給材料又は貸与品を使用させることが適当であると認めるときは、請負者に対し、当該支給材料又は貸与品を使用することを求めることができる。この場合においては、第四十条第一項後段及び第二項の規定を準用する。
- 6 知事は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第四十条第一項後段及び第二項の規定を準用する。
- 7 請負者は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品について第三項の検査で発見することが困難であつたかしがあり、これを使用することが適当でないことを認めるときは、直ちにその旨を知事又は監督員に通知しなければならない。この場合においては、第四項及び第五項の規定を準用する。
- 8 請負者は、工事の完成、工事の内容の変更その他の理由により不用となつた支給材料又は貸与品があるときは、設計図書で定めるところにより、当該支給材料又は貸与品を知事に返還しなければならない。
- 9 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し、若しくは損し、又はその返還が不可能となつたときは、知事が指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(改造の請求)

- 第三十七条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、請負者に対し、その改造を請求することができる。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等知事の責めに帰すべき理由によるものであるときは、第四十条第一項後段及び第二項の規定を準用する。
- (破壊検査)
- 第三十八条 知事又は監督員は、請負者が第三十四条第二項若しくは第三十五条第一項から第三項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 2 前項の検査に直接必要な費用及び当該検査による破壊部分の復旧に要する費用は、請負者の負担とする。
- (設計図書と工事現場の状態との不一致等の場合の措置)
- 第三十九条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。
- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
 - 二 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書とが交互に符合しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む)。
 - 三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
 - 四 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査をし、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を請負者に通知しなければならない。

3 知事は、第一項各号に掲げる事実の確認についての合意が成立した場合において、必要があると認めるときは、工事の内容の変更又は設計図書の訂正をしなければならない。この場合においては、次条第一項後段の規定を準用する。

4 請負者は、相当の期間内に、第一項各号に掲げる事実の確認についての合意が成立しないとき、又は知事が前項の規定による工事の内容の変更若しくは設計図書の訂正をしないとき、若しくは前項後段において準用する次条第一項後段の規定による工期若しくは請負代金の額の変更の協議がととのわないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。ただし、知事が、相当の期間内に当該合意又は変更、訂正若しくは協議に係る決定をしないことにつきやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(工事の変更及び中止)

第四十条 知事は、必要があると認めるときは、工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、請負者と協議して工期又は請負代金の額を変更しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、請負者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は請負者に損害

を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 知事は、工事用地その他設計図書に定めた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）の確保ができない等のため、又は天災その他の不可抗力により工事目的物に損害が生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため工事を施工することができないと認めるときは、第一項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

(工期の延長)

第四十一条 請負者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、工期延長願（様式第六号）を知事に提出し、工期の延長を求めることができる。

第四十二条 知事は、請負者がその責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、当該工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあると認めるときは、損害金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に対応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ年八・二五パーセントの割合で計算して得た額とする。

(工期の短縮等)

第四十三条 知事は、特に必要があると認めるときは、請負者に対し、工期の短縮を求めることができる。

2 知事は、この規則の規定により工期を延長すべき場合において、特別

な理由があるときは、請負者と協議して通常必要とされる工期の延長をしないことができる。

3 前二項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、請負者と協議して請負代金の額を変更しなければならない。

(賃金又は物価の変動による請負代金の額の変更)

第四十四条 知事又は請負者は、工期内に賃金又は物価の変動を生じた場合において、請負代金の額が不適当となつたと認めるときは、それぞれ相手方に対し、当該請負代金の額の変更を求めることができる。

2 前項の要求は、当該請負契約の締結の日から十二月を経過した後でなければできない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による請負代金の額の変更をした後、さらに請負代金の額の変更をする場合について準用する。この場合において、第二項中「当該請負契約の締結の日」とあるのは、「直前の本条の規定による請負代金の額の変更の要求のあつた日」と読み書えるものとする。

4 知事は、工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じた場合において、請負代金の額が著しく不適当となつたと認めるときは、前三項の規定にかかわらず、請負者と協議して当該請負代金の額を変更することができる。

(臨機の措置)

第四十五条 請負者は、災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、請負者は、必要があると認めるときは、あらかじめ措置の内容等について監督員の意見をきかなければならない。ただし

し、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 請負者は、第一項の規定により臨機の措置をとつたときは、遅滞なくその措置の内容を監督員に通知しなければならない。

4 監督員は、災害の防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

5 知事は、請負者が第一項又は前項の措置をとつた場合において、その措置に要した費用のうち請負代金の額に含めることが不適当と認められる部分があるときは、請負者と協議して当該費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第四十六条 請負者は、工事的物の引渡し前に、工事的物若しくは工事的材料について損害が生じたとき、又は工事の施工に伴い損害(次条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項に規定する損害を除く。)が生じたときは、その損害額を負担しなければならない。ただし、知事の責めに帰すべき理由により生じた損害については、この限りでない。

(第三者の損害)

第四十七条 知事は、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、請負者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じた損害については、この限りでない。

2 請負者は、前項に規定するもののほか、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事の責めに帰すべき理由により生じた損害については、この限りでない。

(天災その他の不可抗力による損害)

第四十八条 請負者は、天災その他の不可抗力により工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料又は建設機械器具について損害が生じたときは、遅滞なくその損害の状況を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の通知があつたときは、直ちに調査をして同項の損害(請負者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じた損害及び火災保険その他の保険等によりてん補される損害を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。

3 請負者は、前項の通知があつたときは、知事に対し、請負代金の額の変更又は損害額の負担を求めることができる。

4 前三項の規定は、数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第二次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担について準用する。

5 知事は、天災その他の不可抗力により損害を受けた工事の出来形部分又は工事仮設物等の取りかたづけの必要があるときは、請負者と協議してその取りかたづけに要する費用を負担しなければならない。

(請負代金の額の変更に代わる工事内容の変更)

第四十九条 知事は、第二十九条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条から第四十六条まで、前条又は第五十七条の規定により請負代金の額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負者と協議して請負代金の額の増額の全部又は一部に代えて工事の内容を変更することができる。

(工事完成保証人に対する請求)

第五十条 知事は、請負者が次の各号の一に該当するときは、当該請負者の工事完成保証人に対し、工事を完成すべきことを請求することができる。

一 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がなく工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により当該請負契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 工事完成保証人は、前項の請求があつたときは、第二十六条の規定にかかわらず、当該請負契約に基づく請負者の権利及び義務を承継する。

第三節 工事の検査及び引渡し

(工事の完成の通知)

第五十一条 請負者は、工事が完成したときは、すみやかにその旨を工事完成(修補完了)通知書(様式第七号)により知事に通知しなければならない。

(完成検査)

第五十二条 知事は、前条の通知があつたときは、その日から起算して十四日以内に、自ら若しくは職員に命じ、又は職員以外の者に委託して工事の完成を確認するための検査(以下「完成検査」という。)をしなければならない。

2 知事又は前項の規定により検査を命ぜられた職員若しくは検査を委託された者(以下「検査員」という。)は、完成検査をするときは、請負

者を立ち会わせなければならない。

3 知事又は検査員は、完成検査をするため必要があると認めるときは、工事的物を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は請負者に工事的物を破壊させ、分解させ、若しくは試験させることができる。この場合において、請負者は、すみやかに当該工事的物を原状に回復しなければならない。

4 知事は、完成検査をしたときは、すみやかにその結果を請負者に通知しなければならない。

(修補)

第五十三条 請負者は、工事が完成検査に合格しないときは、直ちに当該部分を修補し、知事の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完成とみなして、前二条の規定を適用する。

(完成検査等の費用の負担)

第五十四条 完成検査に直接必要な費用並びに第五十二条第三項の原状の回復及び前条の修補に要する費用は、請負者の負担とする。

(工事的物の引渡し)

第五十五条 知事は、第五十九条第二項の規定により請負代金の支払をしたときは、その支払と同時に当該工事的物の引渡しを受けなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、請負者が完成検査に合格した工事的物の引渡しの申出をしたときは、直ちに当該工事的物の引渡しを受けなければならない。

(部分引渡し)

第五十六条 知事は、性質上可分である工事的物の一部について工事の

完成に先だつて引渡しを受ける必要があるときは、あらかじめ当該部分を設計図書に指定してその引渡しを受けることができる。

2 第五十一条から前条まで及び第五十九条の規定は、前項の規定により設計図書に指定した部分(以下「指定部分」という。)の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条及び第五十九条第一項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第五十二条第三項及び前条中「工事的物」とあるのは「指定部分に係る工事的物」と、同条第一項及び第五十九条中「請負代金」とあるのは「指定部分に対応する請負代金」と読み替えるものとする。

(部分使用)

第五十七条 知事は、必要があると認めるときは、第五十五条の規定による工事的物の引渡し前においても、請負者の同意を得て工事的物の全部又は一部を使用することができる。

2 知事は、前項の規定により工事的物の全部又は一部を使用するとき、その使用部分を善良な管理者の注意をもつて使用しなければならない。

3 知事は、第一項の使用により請負者に損害を及ぼし、又は請負者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第五十八条 知事は、第五十五条(第五十六条第二項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の規定による引渡しを受けた工事的物にかしがあるときは、請負者に対し、相当の期間を定めて、その

かしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに、その損害の賠償を請求することができる。この場合において、当該かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するものであるときは、修補に代え損害の賠償の請求をしなければならない。

2 前項の場合において、知事は、当該かしが第五十五条の規定による引渡しを受けた際に知つたものであるときは、その引渡しを受けた後遅滞なくその旨を請負者に通知していなければ、同項の請求をすることができない。ただし、請負者が当該かしがあることを知つていたときは、この限りでない。

3 第一項の請求は、第五十五条の規定による引渡しを受けた日から、石造り、土造り、れんが造り、コンクリート造り若しくはこれらに類するものによる建物その他の工作物又は地盤のかしにあつては二年以内、その他の工作物又は設備のかしにあつては一年以内に行なければならぬ。ただし、当該かしが請負者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、同項の請求をすることができる期間は、十年とする。

4 知事は、前項の規定にかかわらず、工事的物がかしにより滅失し、又はき損したときは、前項の期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から六月以内に第一項の請求をしなければならない。

5 第一項の規定は、支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図により生じた工事的物のかしについては、適用しない。ただし、請負者が当該支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図が不適当であることを知りながらこれを知事又は監督員に通知しなかつたときは、この限りでない。

第四節 請負代金の支払並びに前金払及び部分払

(請負代金の支払)

第五十九条 請負者は、工事が完成検査に合格したときは、遅滞なく請求書を知事に提出して、請負代金の支払を請求しなければならない。

2 知事は、前項の請求があつたときは、その日から起算して四十日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 請負者は、知事はその責めに帰すべき理由により前項の期間(以下「約定期間」という。)内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年八・二五パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき理由により第五十二条第一項の期間内に完成検査をしなかつたときは、その期間を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数(以下「検査遅延日数」という。)は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数をこえた日において満了したものとみなす。

(前金払)

第六十条 知事は、請負者が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社と工期を保証期間とする同条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、当該保証に係る額の範囲内で請負代金の額の十分の三に相当する額をこえない額の前金払をすることができる。

2 知事は、前項の規定により前金払をした工事について工事の内容の変更その他の理由により請負代金の額を著しく増額したときは、当該増額後の請負代金の額の十分の三に相当する額から支払済みの前払金の額を

差し引いて得た額の範囲内で前払金の額を増額することができる。

(前払金の請求等)

第六十一条 請負者は、前条の規定による前払金の支払を請求しようとするときは、請求書に保証契約の証書及び前払金の使用計画を記載した書面を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求があつたときは、その日から起算して十四日以内に前払金を支払わなければならない。

(前払金の返還)

第六十二条 知事は、第六十条の規定により前払金をした工事について工事の内容の変更その他の理由により請負代金の額を減額した場合において、支払済みの前払金の額が当該減額後の請負代金の額の十分の五に相当する額をこえるときは、その減額をした日から三十日以内に、その超過額を返還させなければならない。この場合において、知事は、その超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認めるときは、請負者と協議して返還させるべき額を別に定めることができる。

2 知事は、請負者が前項の期間内に同項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年八・二五パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金の使用の制限)

第六十三条 請負者は、前払金をその支払を受けた工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充

当してはならない。

(保証契約の変更等)

第六十四条 請負者は、前払金の支払を受けた工事について工事の内容の変更その他の理由により工期が延長されたときは、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証契約の証書を知事に提出しなければならない。工事の内容の変更その他の理由により請負代金の額が減額され、又は工期が短縮された場合において、保証契約を変更したときも、同様とする。

(部分払)

第六十五条 知事は、請負代金の額が五十万円以上の工事でその出来形部分(部分払)が三十分以上であるものについては、工事の完成前に、工事の出来形部分又は工事現場に搬入した工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(監督員の検査に合格し、又は設計図書に部分払の対象とすることを指定された工事材料に限る。)に対応する請負代金の額に相当する額の十分の九以内の額の部分払をすることができる。

2 前項の部分払は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数(第六十条の規定により前払をした工事については、当該回数から一回を減じた回数)の範囲内においてしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 一 請負代金の額が五十万円以上三百万円未満の工事 二回
- 二 請負代金の額が三百万円以上五百万円未満の工事 三回
- 三 請負代金の額が五百万円以上一千万円未満の工事 四回
- 四 請負代金の額が一千万円以上の工事 五回

3 第一項の規定による部分払金の額は、次の式により算定した額とする。

部分払金額 = 前払金 × 算定率

$$\times \left(\frac{9}{10} - \text{前払金の額} \right) \cdot \text{請負代金の額}$$

(部分払金の請求等)

第六十六条 請負者は、前条第一項の規定による部分払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、工事出来形部分等確認願(様式第八号)を知事に提出して、工事の出来形部分又は工事現場に搬入した工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を受けなければならない。この場合においては、知事は、遅滞なく当該確認をし、その結果を請負者に通知しなければならない。

2 請負者は、前項後段の通知があつた場合において、当該部分払金の支払を請求しようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の請求があつたときは、その日から起算して十四日以内に部分払金を支払わなければならない。

(代理受領)

第六十七条 請負者は、請負代金の全部又は一部の受領につき、知事の承認を得て、第三者を代理人とすることができる。

2 知事は、請負者が前項の規定により第三者を代理人とした場合において、当該第三者が請負者の代理人である旨が第五十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)(又は前条第二項の請求書に明記されているときは、当該第三者に対し、第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。))又は前条第三項の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事の中止)

第六十八条 請負者は、知事が、第五十六条第二項において準用する第五

十九条第二項、第六十一条第二項又は第六十六条第三項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず、なおその支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、遅滞なくその旨を知事に通知しなければならない。

2 第四十条第二項の規定は、前項の規定により工事の施工を一時中止した場合について準用する。

第五節 請負契約の解除

(知事の解除権)

第六十九条 知事は、請負者が次の各号の一に該当するときは、請負契約を解除することができる。

一 その責めに帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がなく工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により当該請負契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 請負契約の解除を申し出たとき。

2 知事は、前項の規定により請負契約を解除したときは、自ら又は職員に命じて当該工事の出来形部分の検査をし、当該検査に合格した部分又は第六十五条第一項の部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受け、当該出来形部分等に対応する請負代金を請負者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第六十条の規定による前払金の支払をしている

ときは、当該前払金の額(第六十五条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の出来形部分等に対応する請負代金の額から控除する。この場合において、知事は、支払済みの前払金の額が当該出来形部分等に対応する請負代金の額をこえるときは、その超過額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、その超過額につき年八・二五パーセントの割合で計算した額の利息を付して返還させなければならない。

4 請負者は、第一項の規定により請負契約が解除されたときは、請負代金の額の十分の一に相当する額の違約金を支払わなければならない。

第七十条 知事は、前条第一項に規定するもののほか、工事の完成前において必要があると認めるときは、請負契約を解除することができる。

2 知事は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、請負者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

3 前条第二項及び第三項(利息に関する部分を除く。)の規定は、第一項の規定により請負契約を解除した場合について準用する。

(請負者の解除権)

第七十一条 請負者は、次の各号の一に該当するときは、請負契約を解除することができる。

一 第三十九条第四項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、工事を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

二 第四十条第一項の規定により工事の内容が変更されたため請負代金の額が三分の二以上減少したとき。

三 第四十条第一項の規定により工事の施工が一時中止された場合にお

いて、その中止の期間が工期の三分の一(工期の三分の一が四月をこえるときは、四月)をこえたとき。ただし、その中止が工事の一部の場合は、その中止に係る部分以外の部分の工事が完了した後二月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

四 知事が請負契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となつたとき。

2 第六十九条第二項及び第三項(利息に関する部分を除く。)並びに前条第二項の規定は、前項の規定により請負契約が解除された場合について準用する。

(請負契約の解除に伴う措置)

第七十二条 請負者は、第六十九条第一項若しくは第七十条第一項の規定により請負契約が解除されたとき、又は前条第一項の規定により請負契約を解除したときは、次項及び第三項に定める措置をとらなければならない。

2 請負者は、返還すべき支給材料又は貸与品があるときは、すみやかにこれを知事に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料又は貸与品が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は支給材料が第六十九条第二項(第七十条第三項及び前条第二項において準用する場合を含む。)の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に回復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 請負者は、工事用地等にその所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、これを搬出するとともに、工事用地等を原状に回復しなければならない。

4 前項の場合において、知事は、請負者が正当な理由がなく一定の期間内に同項の措置をとらないときは、請負者に代わつて同項の措置をとることができる。この場合において、当該措置に要した費用は、請負者の負担とする。

第六節 補則

(火災保険等)

第七十三条 請負者は、工事的物等を火災保険その他の保険に付すべきことが設計図書に定められているときは、当該工事的物等を火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 請負者は、前項の規定により工事的物等を火災保険その他の保険に付したときは、遅滞なくその証券を知事に提示しなければならない。

3 請負者は、第一項に規定するもののほか、工事的物等を火災保険その他の保険に付したときは、遅滞なくその旨を知事に通知しなければならない。

(紛争の解決)

第七十四条 知事は、請負契約に関し請負者との間に協議を要する事項について協議がととのわないとき、又は紛争が生じたときは、鳥取県建設工事紛争審査会のあつせん、調停又は仲裁によりその解決を図るよう努めなければならない。

(その他)

第七十五条 この規則に定めるもののほか、工事の執行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第三章 直営工事

(直営とする場合)

第七十六条 直営により工事を執行することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 工事を請負により執行することが、当該工事の性質又は目的からして適当でないとき。

二 緊急の必要により工事を請負により執行することができないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に工事を直営により執行することが適当であると認めるとき。

(その他)

第七十七条 前条に規定するもののほか、工事の執行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和四十八年十二月十日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県建設工事執行規則の規定により請負契約を締結している工事の執行については、なお従前の例による。

様式第1号

請 書

職 氏 名 殿

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）、鳥取県
会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）、図面及び仕様書を遵守し
て、次の工事を適正に履行することを誓約します。

年 月 日

請負者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円

備考 請負代金額は、算用数字で記載すること。

様式第2号

入 札 書 (第 回)

職 氏 名 殿

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）、鳥取県
会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）、図面、仕様書、現場等を熟
覧のうえ、次のとおり入札します。

年 月 日

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 金 額	金 円

備考

- 1 入札書は、封書にし、表面に工事名、工事場所、住所、商号又は
名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、算用数字で記載すること。

様式第3号

見積書

職氏名殿

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、次のとおり見積りします。

年 月 日

見積者 住所

商号又は名称

代表者氏名



工 事 名	
工 事 場 所	
見 積 金 額	金 円

備考 見積金額は、算用数字で記載すること。

様式第4号

現場代理人選任（変更）通知書

職氏名殿

次のとおり現場代理人を選任（変更）したので、通知します。

年 月 日

請負者 住所

商号又は名称

代表者氏名



工 事 名	
工 事 場 所	住 所
	氏 名
現場代理人	年 齢

様式第5号

主任技術者等選任(変更)通知書

職 氏 名 殿

次のとおり主任技術者(監理技術者・専門技術者)を選任(変更)したので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

工 事 名			
工 事 場 所			
主任技術者 (監理技術者・専門技術者)	住 所		
	氏 名		
	年 齢		

様式第6号

工期延長願

職 氏 名 殿

次のとおり工期を延長して下さるようお願いいたします。

年 月 日

請負者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

工 事 名					
工 事 場 所					
工 期	年 月 日	から	年 月 日	まで	
期間延長申出日数	日間				
延長後工期	年 月 日	から	年 月 日	まで	
工期の延長を必要とする理由					

様式第7号

工事完成（修補完了）通知書

職 氏 名 殿

次のとおり工事が完成（修補が完了）したので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 完 成 (修 補 了) 年 月 日	年 月 日

様式第8号

工事出来形部分等確認願

職 氏 名 殿

次の工事に係る出来形部分等の確認をしてくださるようお願いいたします。

年 月 日

請負者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	
出 来 形	%

備考 請負代金額は、算用数字で記載すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】